

# 食物アレルギー管理指導を検討されている方へ

## 食物アレルギー管理指導とは

医師の診断に基づき、保護者、幼稚園、学校及び教育局が情報を共有し、学校給食をはじめ授業や行事等で食物アレルギーに配慮した対応をすることをいいます。別紙「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の提出が必要となります。「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」は、医療機関で発行され、文書料が発生する場合があります。

食物アレルギー管理指導を迷われている方、ご不明な点等がある方は、下記問合せ先にご連絡ください。

**問合せ先** つくば市 教育局 健康教育課 〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1  
📞 029-883-1111(代表) 📞 029-868-7613 🎤 edc060@city.tsukuba.lg.jp

## 食物アレルギー管理指導を希望する場合の流れ

医療機関を受診し、別紙「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」への記入依頼

※医療機関の受診料等は保護者負担

### 個別面談の実施

時 期	1~3月(入学説明会時等)
実施内容	「個人カルテ」、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」に基づき、「つくば市食物アレルギ一面談票」に沿って、学校での対応方法について話し合う。
面 談 者	管理職、担任、食物アレルギー担当者(養護教諭、栄養教諭、給食主任、保健主事等)、給食センター栄養士、健康教育課等

### 対応開始

※対応内容に変更がある場合は、「学校給食の(対応変更・対応継続)依頼書」を提出し、面談を実施する。

### 教育局から「学校給食対応決定通知書」が保護者宛てに通知される

※ 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)は、原則年1回の提出が必要です。次年度以降も引き続き学校における管理指導を希望する保護者の方には、幼稚園、学校から毎年12月下旬~1月中旬に医療機関の受診を依頼します。